

広島県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十九年広島県告示第八百四十四号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年一月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十九年広島県告示第八百四十四号の事業地のうち、東広島市西条町田口字落合、字大幡を削除し、同事業地に、東広島市西条町田口を追加する。

使用の部分

平成十九年広島県告示第八百四十四号の事業地のうち、東広島市西条町吉行字実井田、字伽藍、字尼寺、土与丸字聲門、字三本松、字平田、字末成、助実字八疋、字苗字坪、字下助実、字寺山、字浄福寺、字山下、字恵下山、字宮ノ前、字中尾、御菌字字湯之元、字下上戸、字中上戸、字宮之下、字備前迫、字円城寺、字円城寺山、字下神田、字上神田、字上戸、字明神谷、字才ケ迫、字籠田、字伴丈沖、字馬場縄手、字上中筋、字印判久保、字宮ノ前、字下條道上、字竹之鼻、字中尾山、字勝谷、字下組、字中組、字上組、字奥田、字田丸、字道照、下見字鴻巣、字大昼原、田口字西ががら、字西中郷、字東中郷、字東ががら、字落合、字東子、字西東子、字金清、字小滝原、字滝原、字井ノ邑、字大幡、字三升原、字居家垣内、字古河、字樋掛、字一ツ橋、字武士、下三永字向原、西条字走り下り、字御建、字一ノ坪、字畠中、字塔ノ岡、字岡ノ上、字福神、字大地面、字猪道、字奥田、寺家字久保之谷、字上石田、字西迫、字正部、字友松、字菰原、字松田、字貞松、字有吉、字松原、字稲生、字菰安、字猿、字屋敷、字市地、字力萬、字尻焼、字平岩、字新木、字釜之河内、字五十目、字狐川、字宮脇、字樋本、字坪谷、字神迫、字元川、字明戸岩、字田地原、字掛樋尻、字四歩一、西条東字小西、字土浄寺、字堤之内、字山崎、大沢字尾方、字上北、八本松町米満字蛇ノ釜、字坂瀬川、字大坪、字二反田、字片山、字小丸山、字向井山、字迫田川、字大草田、字下田地原、字迫田、字関前、飯田字割岩山、字見ノ越、字踏掛、字菜び迫、字五位迫、字長泥、字梶久、字鼓田、字森ノ元、字反り、字大山、字溝ヶ迫、字八本松、宗吉字上垣内、字長尾、字且原及び字三反田を削除し、同事業地に、東広島市西条町吉行、土与丸、助実、御菌字、下

見、田口、下三永、西条、寺家、西条東、大沢、八本松町米満、飯田、宗吉、西大沢一丁目及び西大沢二丁目を追加し、同事業地のうち、東広島市西条末広町、吉川工業団地、西条土与丸二丁目、西条土与丸五丁目、西条土与丸六丁目、西条町土与丸、助実、御菌宇、田口、寺家、八本松町米満、飯田、原及び吉川の事業地を変更する。